

建築消防委員会報告書（案）

平成 年 月 日

北九州市議会議長 戸 町 武 弘 様

建築消防委員会委員長 後 藤 雅 秀

本委員会は、次の事件について調査を終了したので、北九州市議会会議規則第101条の規定により報告します。

記

1 調査事件

(1) 空き家等の適正管理について

本市には、平成20年時点で利用目的のない空き家が約2万3,000戸あり、人口減少と高齢化が進む中、今後もその増加が予想される。また、その中には、倒壊等の危険が高い老朽廃屋が含まれており、周辺住民の安全・安心な生活に深刻な影響を及ぼしている。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、老朽廃屋を含む空き家等の適正管理について調査を行うこととした。

(2) 交通政策について

交通局は、平成23年度から27年度まで「北九州市営バス事業経営計画」に基づき、運賃改定やダイヤ改正、「ふれあい定期」制度の見直しを行い、現在は、若松北西部地域での運行形態の見直しなどに取り組んでいる。また、平成26年度には、取り組みの結果について評価・検証を行うこととしている。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、今後の市営バス事業のあり方について調査を行うこととした。

(3) 救急防災活動について

本市の救急出動件数は、平成23年に初めて5万件を超え、増加傾向に歯どめがかからない状況である。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、救急出動の現状や増加要因、救急車の適正利用、

救急出動の代替案などについて調査を行うこととした。

あわせて、消防局における防災対策についても調査を行うこととした。

(4) 公共施設のマネジメントについて

厳しい財政状況が続く中、全国の自治体が過去に整備された大量の公共施設をどのように更新するのかという課題に直面している。今後、人口減少等により公共施設の利用需要の変化が予想される中、長期的な視点を持って、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを検討し、かつこれらに計画的に取り組む必要がある。

本市においても、北九州市行財政改革大綱・推進計画に基づき、市全体の公共施設の総量抑制を前提に、施設の再配置やリノベーション、移転・廃止後の跡地利用、町なかのにぎわいづくり等、都市の再構築の視点も入れながら、公共施設のマネジメントに取り組むこととしている。

本委員会は、こうした状況を踏まえ、本市における公共施設のマネジメントについて、調査を行うこととした。

2 調査の経過及び結果

(1) 空き家等の適正管理について

○ 平成 25 年 5 月 8 日 建築消防委員会

当局から、本市の空き家等対策の現状、他の自治体における「空き家等の適正管理に関する条例」の制定状況等について説明を受けた。

老朽化し倒壊や部材の飛散等のおそれのある危険な家屋についての建築基準法に基づく指示、勧告などの行政指導の件数は、平成25年3月末時点で、936件で、664件が対策済みであるが、残り272件が未対策である。

他の自治体における空き家等の適正管理に関する条例の制定状況については、平成24年5月に本市が該当32自治体に行ったアンケート調査の結果によれば、行政指導である指導・勧告は、全ての自治体が条例で規定しており、行政処分である命令・公表については、8割を超える自治体が、行政代執行については、約3割の自治体が条例で規定している。また、国土交通省が平成25年1月時点で調査した結果によれば、84自治体が条例を制定しており、約7カ月の間に全国で条例化が進んだことがうかがわれる。

○ 平成 25 年 5 月 22 日 視察（秋田県大仙市）

大仙市では、平成24年1月に空き家等の適正管理に関する条例が施行されている。

この条例は、空き家等に係る問題に対する市の対策や手続を体系化することにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を防止し、市民の安全・安心な暮らしを実現することを目的としており、その対策には立入検査、措置命令、行政代執行といった行政処分を

含んでいる。平成24年3月5日には、全国で初めて行政代執行を実施した。

大仙市では、このほかにも行政代執行による解体1件、補助金による解体19件、助言・指導・勧告等による解体44件などの実績がある。

○ 平成25年11月19日 建築消防委員会

当局から、本市に設置された空き家対策検討委員会における検討状況などについて説明を受けた。

また、国の空家等対策の推進に関する特別措置法案の概要についても説明を受けた。

空き家対策検討委員会は、空き家対策の基本的な考え方や本市における条例制定の必要性、一元的な窓口対応のあり方、その他有効策について検討を行うものである。

国において制定が検討されている空家等対策の推進に関する特別措置法は、議員立法によるもので、その主な内容は、国は空き家等に関する施策を総合的、計画的に実施するための基本指針を策定し、市町村は国の基本指針を踏まえ空き家等対策計画を策定することとされ、市町村による空き家等への立入調査を可能とし、また、空き家等の所有者等を把握するため税情報の内部利用等を可能とするものである。

本市においては、特別措置法の成立を待たずに、実施できるものから行っていくこととし、具体的には、老朽家屋等除却促進事業の家屋の補助対象要件について拡充を図るとともに、窓口の一元化など市民にわかりやすい相談体制の整備や、空き家等の実態調査について検討を行うこととしている。

○ 平成26年1月22日 視察（八幡東区）

空き家等の実態を把握するため、建築基準法に基づく指導物件と老朽家屋等除却促進事業の対象物件の視察を行った。

○ 平成26年3月24日 建築消防委員会

当局から、北九州市空き家等対策基本指針（案）及び平成26年度から取り組む空き家対策事業について説明を受けた。

空き家等対策基本指針は、市民の安全で安心な居住環境を形成する上で重要な課題となっている空き家や空き地の問題に対し、本市が行う空き家等対策の方向性の基本的な考え方を定めるものである。

平成26年度における空き家対策

- ・ 市民に身近な区役所に空き家問題に関する窓口を設けて相談や通報を受け付けるなど、窓口のワンストップ化を図る。
- ・ 地域に悪影響を及ぼしている空き家について、市と地域の協働による実態調査を

実施する。

- ・ 老朽空き家等除却促進事業の対象家屋を拡充する。
- ・ 老朽空き家等の対策に関するパンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、空き家等の適正管理に向けた啓発を強化する。
- ・ 良好な空き家の流通を促進して有効活用を図るため、空き家バンク制度を創設する。

○ 平成 26 年 5 月 7 日 同

当局から、老朽空き家等除却促進事業の拡充と相談窓口のワンストップ化の概要について説明を受けた。

○ 平成 26 年 10 月 23 日 視察（門司区）

空き家等の実態を把握するため、建築基準法に基づく指導物件、老朽家屋等除却補助事業の対象物件及び空き家バンク登録物件の視察を行った。

○ 平成 27 年 2 月 3 日 建築消防委員会

当局から、空き家等対策基本指針に基づく対策の実施状況について説明を受けた。

○ まとめ

老朽空き家等除却促進事業については、市民の快適な生活環境の保障するものであり、対象家屋の更なる拡充など、今後一層の活用に向けた研究が望まれる。

また、平成 26 年 11 月に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、現在、国土交通省で問題のある空き家の判断基準などのガイドラインの作成が始められている。本市においても、ガイドラインが示され次第、同法に基づく迅速かつ強力な取り組みが行われることを期待する。

なお、調査の過程において委員から、次のような意見があった。

- ・ 所有者を把握する上でも、相続登記の啓発を行うことは重要である。
- ・ 老朽家屋除却促進事業については、快適な生活空間をつくるためにも、家屋所有者にとどまらず、全ての市民に広報されたい。
- ・ 老朽家屋除却後の土地活用について方策を研究すべきである。
- ・ 今後の住宅政策に反映させるためにも全ての空き家について実態調査をする必要がある。

(2) 交通政策について

○ 平成 25 年 10 月 29 日 視察（若松区）

本委員会では、若松北西部地域等におけるバス路線の現状を把握するため、当該路

線の視察を行った。

- 平成 25 年 11 月 19 日 建築消防委員会
北九州市営バス事業経営計画の進捗状況について説明を受けた。

- 平成 26 年 4 月 18 日 視察（若松区）
ゼロエミッション交通システム事業を推進するため平成 26 年 3 月に運行が開始された電気バスに試乗した。電気バスの運行経費は、通常の路線バスより軽減が見込まれるとの説明を受けた。

- 平成 26 年 5 月 16 日 視察（沖縄県那覇市）
那覇市は、沖縄県の政治・経済・文化の中心都市であり、交通においては、空港及び港湾を擁し、沖縄本島の幹線道路網及び公共交通網の要衝である。そのため、周辺市町村からの交通が集中していると同時に、自家用車に過度に頼った状況にあり、渋滞や公共交通の衰退、環境問題など、さまざまな問題を抱えている。
那覇市交通基本計画及び同総合交通戦略では、那覇市の抱える交通課題の解消・交通の質向上に向けて、「誰もが移動しやすいまちをつくる」を基本目標として、交通に対する意識改革、公共交通利用環境の向上・充実、多様な移動手段の利用環境の向上・充実、体系的な道路網整備の 4 つの施策の方向を示し、目標の達成に向けて各種施策を展開している。

- 平成 27 年 1 月 27 日 建築消防委員会
当局から、北九州市営バス事業経営計画の進捗状況について説明を受けた。

- まとめ
バス利用者の減少や燃料価格の高騰などバス事業を取り巻く厳しい経営環境は今後も続くと思われるが、北九州市営バス事業経営計画に基づき、経営上の課題に対して効果的な対応策を講じていくことが肝要である。当局は、今後外部有識者等のアドバイスを受け、経営計画の効果や市営バス事業を取り巻く課題及び今後の市営バス事業のあり方について検討を行うこととしている。引き続き健全経営を維持しながら、市民の生活の足としての重要な役割を果たしていくことを望むところである。

なお、調査の過程において委員から、次のような意見があった。

- ・ 通学支援便や通勤支援便などについては、路線維持に係る費用を明確化し、市の関係局と分担することで維持を図るべきである。
- ・ 響灘臨海工業団地の通勤支援便については、公共交通機関の利用を促進するための研究材料として取り組まれない。

(3) 救急防災活動について

○ 平成 25 年 5 月 24 日 視察（東京都練馬区）

東京都練馬区では、地域の住民が自発的に区民防災組織を設置し運営している。区民防災組織は、防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会などから構成されており、災害発生時には地域のリーダーシップのもとで、初期消火や救出、救護活動、安否確認など一体となった防災活動を行う。

区は、それぞれの区民防災組織の活動形態に応じた支援を行うこととしており、具体的には災害対策活動に必要な資器材を貸与することとしている。

○ 平成 25 年 7 月 17 日 視察（市内）

消防航空隊のヘリコプターに搭乗し、市内災害危険箇所等の上空から視察するとともにヘリコプターの機動力と高速性を生かした情報収集活動や山岳、水難事故等での救助活動や救急活動について説明を受けた。

○ 平成 26 年 5 月 15 日 視察（沖縄県那覇市）

救急出動件数の増加により救急車到着の遅延が懸念される中、AEDが必要な傷病者の発生時にはバイスタンダー（その場に居合わせた人）による救命処置が重要となるが、多くのAEDは公共施設等に設置されており夜間・休日に利用することができない。那覇市では、24時間営業のコンビニに設置するコンビニAEDステーション設置事業を開始し、平成 26 年 2 月末時点で市内 125 店舗中 121 店舗に設置した。あわせてバイスタンダーが慌てずAEDを使用できるよう応急手当講習にも取り組んでいる。

○ 平成 26 年 8 月 18 日 建築消防委員会

消防局による想定訓練が行われた。想定は、急病人発生の 119 番通報を受けて救急隊と消防隊が出動し、連携して心肺蘇生法を継続しつつ、救急救命士が救急救命処置を行うというものであった。

また、平成 25 年中の救急出動状況についても説明を受けた。

○ 平成 27 年 1 月 27 日 建築消防委員会

当局から、消防法令違反是正指導の状況及び市場・商店街の防火安全対策について説明を受けた。

消防用設備の設置が必要となる防火対象物については、用途・規模に応じ定期的に査察を実施しており、平成 25 年度には、防火対象物約 3 万 4,000 棟のうち、約 1 万 3,000 回の査察を実施した。悪質な関係者に対しては、段階的に警告、命令の是正指

導を行っている。

消防庁の通知により、違反対象物の公表制度が導入され、本市においては、平成 27 年 4 月から、重大な違反を有する建物情報を公表することとしている。

違反対象物への指導については、一たび、火災が発生すると甚大な被害が発生するおそれが高いことから、今後も市民の安全を確保するため、粘り強く適切な指導を進めていくこととしている。

市場・商店街の防火安全対策については、市内には市場・商店街・アーケードが 93 カ所あり、大部分が木造の建築物である。夜間、無人となる店舗が大半であり、一度火災が発生すると延焼拡大の危険性が高い状況である。特に平成 23 年から 24 年にかけて、市場火災が続けて発生したことを受け、市内 6 カ所で木造市場等防火安全対策モデル事業が実施されている。モデル事業は、市場商店街の火災を予防し、その被害を最小限にするため、無線連動型の火災警報器と簡易水道消火装置を設置し、これらの機器を活用した市場と近隣住民との共助体制の構築を図るものである。

○ まとめ

高齢化社会の進展や疾病構造の変化に伴い、救急出動件数は年々増加の一途をたどっている。救急車の適正利用については、市民が救急車利用のルールとマナーを守り、真に救急車を必要としている傷病者の命を救うことにつながることを再認識する必要がある。当局においては、引き続き市民の理解を得るための積極的な広報活動に取り組まれない。

東日本大震災を初め、全国各地で発生している大規模災害や救急出動件数の増加などあらゆる事態に対する備えが求められるなど消防をとりまく情勢はますます複雑・多様化している。

このような状況の中、「市民の生命、身体及び財産を災害などから守る」という使命のもと、「健康で安全・安心な暮らしの実現」に取り組んでいる当局の姿勢に敬意を表す。引き続き、過去の災害の経験と教訓を踏まえ、災害発生への抑制等を目指し、地域を含めた総合防災力の充実強化に尽力されたい。

(4) 公共施設のマネジメントについて

○ 平成 26 年 7 月 30 日 視察 (門司区)

マネジメントのモデル地区である門司港・大里地域の公共施設について現地視察を行った。

○ 平成 26 年 11 月 20 日 建築消防委員会

当局から、公共施設のマネジメントの取り組み状況について説明を受けた。

○ 平成 27 年 2 月 3 日 同

当局から、平成 26 年 12 月に公表された公共施設白書について説明を受けた。

当局では、この白書の公表以降、公共施設のあり方についての計画づくりを進めることとしており、平成 27 年度には、施設分野別実行計画の策定及びモデルプロジェクト地域の公共施設再配置計画の策定に取り組むこととしている。

○ まとめ

公共施設のマネジメントは、市民生活に大きな影響をもたらすものである。議会においては、引き続き、そのあるべき姿を追求していく必要がある。

今後は、公共施設の築年数、収支状況、稼働率などの詳細な情報が取りまとめられた公共施設白書をもとに議論が進められていくものと考えているが、それには、十分に時間をかけた精力的な議論が求められるところである。

また、施設分野別実行計画の策定及びモデルプロジェクトにおける再配置計画の策定には、市民や議会の意見が十分に反映されるよう素案の作成段階からの公開などの措置が必要である。

なお、調査の過程における委員の意見は、次のとおりである。

- ・ 40 年間で 20%削減するという長期目標だけでなく、短期目標の設定も必要ではないか。
- ・ 公共施設のマネジメントを進めていくためには、市民の合意形成が不可欠である。
- ・ 公共施設に係る使用料・手数料の見直しを含む収支バランスを考慮した議論が必要である。
- ・ 施設の縮減を先行させず、住民参加のもとで住民の利便性の向上に視点を置いた取り組みが求められる。
- ・ 40 年後の北九州市の姿が見える形での計画づくりが望まれる。